

新	旧	備考
<p>第4次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル） 目次</p>	<p>第3次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル） 目次</p>	
<p>1 計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・ 1 (削除)  (削除)</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的 <u>(1) 計画策定の背景及び目的</u>・・・・・・・・・・ 1  <u>(2) 第2次計画の評価</u>・・・・・・・・・・ 2</p>	<p>新計画5－(3)に記載</p>
<p>2 管理すべき鳥獣の種類・・・・・・・・・・ 2</p>	<p>2 管理すべき鳥獣の種類・・・・・・・・・・ 2</p>	
<p>3 計画の期間・・・・・・・・・・ 2</p>	<p>3 計画の期間・・・・・・・・・・ 2</p>	
<p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域・・・・・・・・ 2</p>	<p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域・・・・・・・・ 2</p>	
<p><u>5 現状及び課題</u> <u>(1) 生息環境</u>・・・・・・・・・・ 2 <u>(2) 生息状況</u>・・・・・・・・・・ 3 <u>(3) 被害状況及び被害防除対策の状況</u>・・・・・・・・ 6 <u>(4) 捕獲の状況</u>・・・・・・・・・・ 9 <u>(5) 交雑対策の実施状況</u>・・・・・・・・・・ 10 <u>(6) その他の対策</u>・・・・・・・・・・ 12 <u>(7) 第3次計画の評価</u>・・・・・・・・・・ 13</p>	<p><u>5 第二種特定鳥獣の管理の目標と基本的考え方</u> <u>(1) 現状及び課題</u> ① <u>生息状況とその推移</u>・・・・・・・・・・ 2 ② <u>生息環境</u>・・・・・・・・・・ 6 ③ <u>被害状況</u>・・・・・・・・・・ 7 ④ <u>被害対策の状況</u>・・・・・・・・・・ 8  <u>(2) 管理の目標</u> ① <u>計画の基本的方向</u>・・・・・・・・・・ 12 ② <u>今計画期間の目標</u>・・・・・・・・・・ 12  <u>(3) 目標を達成するための基本的考え方</u>・・・・・・・・ 13 ① コアエリア内・・・・・・・・・・ 14 ② コアエリア以外・・・・・・・・・・ 17  ③ <u>交雑への対応</u>・・・・・・・・・・ 17</p>	
<p><u>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</u> <u>(1) 中長期的な目標</u>・・・・・・・・・・ 13 <u>(2) 短期的な目標</u>・・・・・・・・・・ 13</p>	<p><u>(2) 管理の目標</u> ① <u>計画の基本的方向</u>・・・・・・・・・・ 12 ② <u>今計画期間の目標</u>・・・・・・・・・・ 12</p>	
<p>7 目標を達成するための<u>施策</u>の基本的考え方・・・・・・・・ 14 <u>(1) 基本的な考え方</u>・・・・・・・・・・ 14 <u>(2) コアエリア内の考え方</u>・・・・・・・・・・ 14 <u>(3) コアエリア以外の考え方</u>・・・・・・・・・・ 18 <u>(4) コアエリアの今後の取扱</u>・・・・・・・・・・ 18 (削除)</p>	<p><u>(3) 目標を達成するための基本的考え方</u>・・・・・・・・ 13 ① コアエリア内・・・・・・・・・・ 14 ② コアエリア以外・・・・・・・・・・ 17  ③ <u>交雑への対応</u>・・・・・・・・・・ 17</p>	
<p><u>8 目標を達成するための主な方策</u> <u>(1) 捕獲に関する事項</u> ① 群れによる管理・・・・・・・・・・ 18 ② 個体数調整・・・・・・・・・・ 20</p>	<p>6 <u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u>・・・・・・・・ 17  (1) 群れによる管理・・・・・・・・・・ 17</p>	

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧
(2) 被害 <u>防除対策に関する事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1	(2) 被害 <u>対策への取組</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
① 防護柵の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1	① 防護柵の設置 <u>に関する事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
② 追い払い・追い上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1	② 追い払い・追い上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
<u>③</u> 有害獣対策指導員等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2	③ 個体数調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
<u>④</u> バッファージーンの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2	④ 有害獣対策指導員等の設置に関する事項・・・・・・・・・・ 2 1
	⑤ バッファージーンの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
(3) 生息環境の管理に関する事項	(3) 生息環境の管理に関する事項
① 生息環境の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4	① 生息環境の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
② 生息環境の保全及び <u>管理</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4	② 生息環境の保全及び <u>整備</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
(4) 交雑 <u>対策に関する事項</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4	(4) 交雑の <u>取扱</u>
① <u>交雑個体判定手法</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5	<u>① 交雑個体モニタリング</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
② 交雑モニタリング結果の取扱・・・・・・・・・・ 2 5	② 交雑モニタリング結果の取扱・・・・・・・・・・ 2 3
<u>③ 交雑対策に係るバッファージーン</u> の考え方・・・・・・・・・・ 2 5	
(5) モニタリング等の調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5	(5) モニタリング等の調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
① 域個体群の生息域及び群れ数調査・・・・・・・・・・ 2 6	① 地域個体群の生息域及び群れ数調査・・・・・・・・・・ 2 3
② 群れごとの生息状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6	② 群れごとの生息状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
③ 群れごとの被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6	③ 群れごとの被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
④ 生息環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6	④ 生息環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
⑤ 交雑・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <b>2 6</b>	⑤ 交雑・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
<u>9</u> その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	<u>7</u> その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
(1) 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7	(1) 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
(2) 合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9	(2) 合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
(3) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9	(3) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
(4) 捕獲後の個体の処理方法・・・・・・・・・・ 2 9	(4) 捕獲後の個体の処理方法・・・・・・・・・・ 2 6
(5) 管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9	(5) 管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
(6) 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9	(6) 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1) 計画策定の背景及び目的</p> <p>県内各所に「猿田」「猿山」等、「猿」のつく地名が残されていることから、県内ではかなり古くからニホンザルが生息していたことがわかる。</p> <p>学術的には1923年（大正12年）に長谷部言人により全国の分布調査が実施され、千葉県でもその生息が確認された。</p> <p>昭和5年からは君津郡（現在の君津市、富津市、木更津市、袖ヶ浦市）一帯で捕獲が禁止され、昭和22年9月23日からニホンザルは非狩猟鳥獣となるなど、昭和の初めから30年代初めまでは生息数が少なく、貴重な野生生物として扱われていた。</p> <p>さらに、昭和31年には「高宕山のサル生息地」が天然記念物に指定され、餌付けが君津市、富津市の一部の地域で行われた。</p> <p>しかし、こうして保護されたニホンザルの個体数は増加した。</p> <p>また、これに加え開発による自然林の伐採などにより、里山に下りてきたニホンザルは農作物に被害を与えるようになり、軋轢が徐々に増してきた。このため昭和41年からは、有害鳥獣捕獲（かつての有害鳥獣駆除）が始められた。野生動物と人との軋轢は、程度の差はあるものの常に存在する。</p> <p>自然界では餌の豊凶や天敵等により個体数が変動している。しかし農地への依存が高まり（栄養状態の向上）、また天敵にも期待できない以上、野生動物といえどもその存続や保全を図りながら人間との軋轢の調整、具体的には被害軽減のための農地管理、生息環境の整備、個体数調整などをせざるを得ない。</p> <p>この調整のためには科学的知見による基礎データの上に、適正な管理計画が作成される必要があるが、千葉県では数年にわたる生息生態調査等の基礎データの蓄積（平成6年度から継続して実施している「房総半島における野生猿管理対策調査研究事業報告」、以下「調査報告」という。）があったため、これを基に<u>平成11年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正により新たに創設された「特定鳥獣保護管理計画」制度の活用のため、ニホンザルとの共存を目指し、</u>平成10年3月に「千葉県野生猿保護管理計画」（計画期間、平成10年度～14年度）が策定された。</p> <p>本計画は、「千葉県野生猿保護管理計画」の内容を踏襲して平成14年度に策定された「第1次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成15年度～19年度）、平成19年度に策定された「第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成20年度～23年度）及び<u>平成26年度に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき平成27年度に一部改正された「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の第4次</u>の計画であり、<u>ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより、人と野生鳥獣との軋轢の軽減</u>を目的として策定するものである。</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1) 計画策定の背景及び目的</p> <p>県内各所に「猿田」「猿山」等、「猿」のつく地名が残されていることから、県内ではかなり古くからニホンザルが生息していたことがわかる。</p> <p>学術的には1923年（大正12年）に長谷部言人により全国の分布調査が実施され、千葉県でもその生息が確認された。</p> <p>昭和5年からは君津郡（現在の君津市、富津市、木更津市、袖ヶ浦市）一帯で捕獲が禁止され、昭和22年9月23日からニホンザルは非狩猟鳥獣となるなど、昭和の初めから30年代初めまでは生息数が少なく、貴重な野生生物として扱われていた。</p> <p>さらに、昭和31年には「高宕山のサル生息地」が天然記念物に指定され、餌付けが君津市、富津市の一部の地域で行われた。</p> <p>しかし、こうして保護されたニホンザルの個体数は増加した。</p> <p>また、これに加え開発による自然林の伐採などにより、里山に下りてきたニホンザルは農作物に被害を与えるようになり、軋轢が徐々に増してきた。このため昭和41年からは、有害鳥獣捕獲（かつての有害鳥獣駆除）が始められた。野生動物と人との軋轢は、程度の差はあるものの常に存在する。</p> <p>自然界では餌の豊凶や天敵等により個体数が変動している。しかし農地への依存が高まり（栄養状態の向上）、また天敵にも期待できない以上、野生動物といえどもその存続や保全を図りながら人間との軋轢の調整、具体的には被害軽減のための農地管理、生息環境の整備、個体数調整などをせざるを得ない。</p> <p>この調整のためには科学的知見による基礎データの上に、適正な管理計画が作成される必要があるが、千葉県では数年にわたる生息生態調査等の基礎データの蓄積（平成6年度から継続して実施している「房総半島における野生猿管理対策調査研究事業報告」、以下「調査報告」という。）があったため、これを基に<u>平成10年3月に、ニホンザルとの共存を目指し、</u>「千葉県野生猿保護管理計画」（計画期間、平成10年度～14年度）が策定された。</p> <p><u>以後、「千葉県野生猿保護管理計画」に基づき種々の対策を講じた結果、被害は減少傾向にあるものの、大幅な減少にはいたっていない。</u></p> <p><u>本計画は、平成11年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正により新たに創設された「特定鳥獣保護管理計画」制度に基づき、</u>「千葉県野生猿保護管理計画」の内容を踏襲して平成14年度に策定された「第1次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成15年度～19年度）<u>および</u>平成19年度に策定された「第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成20年度～23年度）の第3次の計画であり、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全と、農林業被害の軽減を図ることにより、人と野生鳥獣との軋轢の<u>減少</u>を目的として策定するものである。</p>	<p>文言の整理</p> <p>直近の法改正に伴う一部改正の記載を追加 交雑対策に関連し、生物多様性について記載</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>(削除)</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 県内に生息するニホンザル (ニホンザル生息域のアカゲザルとニホンザルとの交雑個体を含む)</p> <p>3 計画の期間</p> <p><u>平成29年4月1日～平成34年3月31日</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 群れの生息する次の地域 市原市 勝浦市 大多喜町 <u>御宿町</u> 鴨川市 南房総市 鋸南町 木更津市 君津市 富津市 及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域</p> <p>5 <u>現状と課題</u> <u>(1) 生息環境</u> <u>ニホンザルが生息する本県南部の丘陵地帯は、年間を通して温暖で降水量も多く(ニホンザルの生息域における、昭和56年から平成22年の間の平均気温・降水量、勝浦：15.7℃、1,970mm、鴨川：15.7℃、1,822mm、坂畑13.8℃、2,050mm)、豊かな自然環境に恵まれている。</u> <u>生息域の植生は図-1のとおりであり、森林はスギ・ヒノキやマテバシイの植林とコナラヤシイ・カシ類の広葉樹林が分布している。</u></p>	<p>(2) 第2次計画の評価 第2次計画の保護管理の目標は、 ① 地域個体群の保全 ② 被害の軽減 であったが、①の地域個体群の保全については、平成16年に南房総地域に生息する特定外来生物であるアカゲザルとの交雑個体が、ニホンザル生息域で確認されており、交雑を回避しニホンザル地域個体群を保全することが喫緊の課題となっている。 また、②の被害の軽減では、防護柵の設置効果もあり、ピーク時に比べ減少している一方、群れの特定及び行動域の解明には至っていないことから、引き続き群れの行動域調査を実施することで加害レベルに応じた群れ管理を実施していく。</p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 県内に生息するニホンザル (ニホンザル生息域のアカゲザルとニホンザルとの交雑個体を含む)</p> <p>3 計画の期間</p> <p><u>平成27年5月29日～平成29年3月31日</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 群れの生息する次の地域 市原市 勝浦市 大多喜町 鴨川市 南房総市 鋸南町 木更津市 君津市 富津市 及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣の管理の目標と基本的考え方</u> <u>(1) 現状及び課題</u> <u>① 生息状況とその推移</u> <u>房総丘陵のニホンザルは、生息域全体に群れが連続しており、全体が一つのまとまった地域個体群である。しかし、隣接する個体群がなく房総丘陵のみに生息し、遺伝的にも他から孤立しているため、今後、永続的に保全すべき個体群である(野澤 1991、環境省 2003)。</u></p>	<p>5-(7)に記載</p> <p>群れの行動域調査の結果から、一部の群れが御宿町を利用することが確認されたため</p> <p>国のガイドラインに沿って、項目立てを整理 旧計画 5-(1)-②から移動</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>(図1 ニホンザルの生息域と植生) 略</u></p> <p>(2) 生息状況  <u>房総丘陵のニホンザルは、生息域全体に群れが連続しており、全体が一つのまとまった地域個体群である。しかし、隣接する個体群がなく房総丘陵のみに生息し、遺伝的にも他から孤立しているため、今後、永続的に保全すべき個体群である(野澤 1991、環境省 2003)。</u>                      生息域については昭和47年度、平成6～7年度に調査が実施されており(図-2)、この後、全域の調査はされていないが、<u>平成21年度及び平成22年度の調査では、君津市・富津市では、北西部への拡大が確認された。また、その後、平成25年度から平成27年度までの調査結果からは、前計画作成時と比較して生息域北部及び南西部で拡大が確認されており、平成27年度の生息域は、746.8km<sup>2</sup>と推定され拡大傾向にある。</u></p> <p><u>(図-2 ニホンザル群れ分布域の推移) 略</u></p> <p>また、平成6年度から行っている調査報告によれば、群れ数については平成12年度に87群、総個体数については平成17年度に4,100頭と推定されているが、その後の調査はされておらず(表-1)、第3次計画においても調査を実施することとなっていたが、実施することができなかった。第4次計画の早い段階で生息調査を実施し、以降、5年に1回程度の頻度で実施する必要がある。                      第3次計画においては、その管理目標を達成するためにゾーニングによる管理から「群れによる管理」の併用へと移行していくこととなっていたが、<u>平成27年度末時点で、その行動域が確認されている群れは17群にとどまっております、その行動域については、表-2及び図-3のとおりである。今後、さらに識別群れ数を増やし、生息域、群れ数については早急な調査が必要である。</u></p> <p>(表-1 ニホンザルの生息数の推移) 略                      (表-2 調査対象群の行動域) 略</p> <p><u>(図-3 ニホンザルの各群れの行動域(平成27年5～平成28年3月)) 略</u>                      (削除)                      (削除)</p>	<p>生息域については昭和47年度、平成6～7年度の調査報告で調査が実施されており(図-1)、この後、全域の調査はされていないが、平成11年度の調査報告では新たに君津市の糸川地区に群れの拡大が認められ、また、勝浦市・大多喜町では平成6年度以降北東部への生息地の拡大が確認された(平成10年度、18年度、21年度の調査報告)。また、君津市・富津市では、北西部への拡大が確認されており(平成21年度、22年度の調査報告)、生息域は拡大傾向にある。</p> <p><u>(図-1 ニホンザル群れ分布域の推移) 略</u></p> <p>また、平成6年度から行っている調査報告によれば、群れ数については平成12年度に87群、総個体数については平成17年度に4,100頭と推定されているが、その後の調査はされておらず(表-1、<u>図-2</u>)、第2次計画においても調査を実施することとなっていたが、実施することができなかった。第3次計画の当初年度において実施し、以降、5年に1回程度の頻度で実施する必要がある。</p> <p>(表-1 ニホンザル生息数の推移) 略  <u>(図-2 ニホンザル生息数の推移) 略</u></p> <p>第2次計画においては、その管理目標を達成するためにゾーニングによる管理から「群れによる管理」の併用へと移行していくこととなっているが、<u>2011年現在</u>、その行動域が確認されている群れは21群にとどまっております、その行動域については図-3のとおりである。今後、さらに識別群れ数を増やし、生息域、群れ数については早急な調査が必要である。</p> <p><u>(図-3-1 ニホンザルの各群れの行動域(2010年4月～2011年3月)) 略</u>                      (図-3-2 ニホンザルの行動域) 略</p> <p>②生息環境                      ニホンザルが生息する本県南部の丘陵地帯は、年間を通して温暖で降水量も多く(ニホンザルの生息域での平均気温・降水量、勝浦：15.7℃、1,970mm、鴨川：15.7℃、1,822mm、坂畑13.8℃、</p>	<p>記載位置を変更。                      3次計画以降の調査結果を追加</p> <p>図表番号修正</p> <p>図表番号及び掲載位置を修正                      生息数のグラフを削除</p> <p>計画次数修正</p> <p>直近の行動域に修正                      図-1に掲載</p> <p>5-(1)に記載</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 被害状況及び被害防止対策の状況</p> <p>① 被害状況</p> <p>野生ザル(「ニホンザル、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体」を言う。)による被害は昭和30年代後半より発生し、現在の被害は果樹、水稻、野菜等の農作物が中心となっている。(表-3、図-4)</p> <p>平成27年度の「農作物等被害調査」によれば、群れが生息している9市町で被害が発生しており、被害面積は21.8ヘクタール、被害金額は1千659万円であった。</p> <p>県全体の被害金額は、過去19年間を見ると平成4年をピークに緩やかな減少傾向が続いたが、近年は2千万円前後で横ばいの状態である。なお、被害面積については近年、22ha前後で推移している。</p> <p>(表-3 農林産物の種類ごとの被害の推移) 略</p> <p>(図-4 被害の推移 (県農地・農村振興課資料)) 略</p>	<p>2, 050mm)、豊かな自然環境に恵まれている。</p> <p>生息域の植生は図-3のとおりであり、森林はスギ・ヒノキやマテバシイの植林とコナラやシイ・カシ類の広葉樹林が分布している。</p> <p>なお、群れごとの行動域の生息環境を見ると図-4、表-2のとおりであり、群れにより特徴があるが概ね次の傾向がある。</p> <p>ア) 自然林(コナラ林やカシ・シイ萌芽林など)が60%以上を占める群れ 梅ヶ瀬群、串浜群、興津群、鶴原群、石見堂群、元名群 (自然林が50%以上を占める群れは10群)</p> <p>イ) 人工林(スギ・ヒノキなど)が50%以上を占める群れ アオバズク加入群、鴨川A群</p> <p>ウ) 森林(自然林、人工林)の比率が60%以下の群れ(農地・その他の土地利用が40%を超える群れ) 部原群、栗倉群、T-II群</p> <p>農地等の利用が高い群れについては、被害が多いことが予想されることから、被害状況の早急な把握が必要である。</p> <p><u>(図-4 群れの行動域内の植生) 略</u></p> <p><u>(表-2 群れの行動域内の植生) 略</u></p> <p>③ 被害状況</p> <p>野生ザル(「ニホンザル、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体」を言う。)による被害は昭和30年代後半より発生し、現在の被害は果樹、水稻、野菜等の農作物が中心となっている。(表-3、図-5)</p> <p>平成22年度の「農作物等被害調査」によれば、群れが生息している9市町で被害が発生しており、被害面積は33ヘクタール、被害金額は2千6百万円に上った。</p> <p>県全体の被害金額は、過去19年間を見ると平成4年をピークに緩やかな減少傾向が続いたが、近年は3千万円前後で横ばいの状態である。なお、被害面積については近年、緩やかな減少傾向が続いている。</p> <p>(表-3 農林産物の種類ごとの被害の推移) 略</p> <p>(図-5 被害の推移 (県農地・農村振興課資料)) 略</p>	<p>群れ毎の植生については削除</p> <p>群れ毎の植生については削除</p> <p>国のガイドラインに沿って、項目立てを整理 図表番号修正</p> <p>直近の被害状況に修正</p> <p>図表番号修正</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p>しかし報告された被害以外に、自家消費農作物被害や恒常的な被害により耕作が放棄されているところもある。また、近年、甚大なイノシシ被害によりニホンザルによる被害に目が届かなくなっていることも考えられる。</p> <p>このため今後はより詳細な被害金額の掘り起こし等を行い、正確なデータに近づける必要がある。</p> <p>また、県全体の被害の状況は以上のとおりであるが、群れごとの被害状況についても定量的、経年的な調査が必要である。</p> <p><u>② 防護柵の設置等</u></p> <p>被害を直接回避するために昭和57年度から、電気柵等の防護柵設置に対する補助制度を<b>実施</b>した。</p> <p>その結果、平成<u>27</u>年度まで9市町で合計延長<u>382</u>キロメートルの防護柵が設置されている（図－<u>5</u>）。</p> <p>（図－<u>5</u> 農林作物被害金額と防護柵設置状況） 略</p> <p>しかし、老朽化による補修や草刈等、防護柵の管理に多くの労力を要することから、その全てが効果的に利用されているとは言えない。また、より効果的な設置方法、管理組織の構築などが重要である。</p> <p><u>さらに、近年はイノシシの被害の対策が優先されている地域が多いことから、サル兼用柵の設置が少なくなっている状況もみられている。</u></p> <p><u>(4) 捕獲の状況</u></p> <p>県内で初めて有害捕獲が行われたのは昭和41年であり、以後捕獲数は増加し、近年は、年間1,000頭前後が捕獲されている。</p> <p>平成5年度からは捕獲経費等に対する補助制度を設け、市町村は捕獲や被害防止対策等の事業を実施している。</p> <p>平成<u>27</u>年度は、9市町が国や県の助成事業を活用し捕獲を行っており、<u>県内で878</u>頭のニホンザルを捕獲したほか、パトロールや追い払いを実施した。</p> <p>平成4年度以降の被害金額と捕獲状況は、図－<u>6</u>のとおりである。</p> <p>（図－<u>6</u> 野生ザルによる被害金額と捕獲数） 略</p> <p>しかし現在の捕獲個体の選択は、群れの状況を勘案したものでなく、捕獲後の被害状況の変化が把握されていないなどの課題がある。</p>	<p>しかし報告された被害以外に、自家消費農作物被害や恒常的な被害により耕作が放棄されているところもある。また、近年、甚大なイノシシ被害によりニホンザルによる被害に目が届かなくなっていることも考えられる。</p> <p>このため今後はより詳細な被害金額の掘り起こし等を行い、正確なデータに近づける必要がある。</p> <p>また、県全体の被害の状況は以上のとおりであるが、群れごとの被害状況についても定量的、経年的な調査が必要である。</p> <p><u>④被害対策の状況</u></p> <p><u>ア) 防護柵の設置等</u></p> <p>被害を直接回避するために昭和57年度から、電気柵等の防護柵設置に対する補助制度を<b>創設</b>した。</p> <p>その結果、平成<u>22</u>年度まで9市町で合計延長<u>333</u>キロメートルの防護柵が設置されている。（図－<u>6</u>）</p> <p>（図－<u>6</u> 農林作物被害金額と防護柵設置状況） 略</p> <p>しかし老朽化による補修や草刈等、防護柵の管理に多くの労力を要することから、その全てが効果的に利用されているとは言えない。また、より効果的な設置方法、管理組織の構築などが重要である。</p> <p><u>イ) 捕獲の状況</u></p> <p>県内で初めて有害捕獲が行われたのは昭和41年であり、以後捕獲数は増加し、近年は、年間1,000頭前後が捕獲されている。</p> <p>平成5年度からは捕獲経費等に対する補助制度を設け、市町村は捕獲や被害防止対策等の事業を実施している。</p> <p>平成<u>22</u>年度は、9市町に対して<u>8,573</u>千円の補助を行い、<u>1,017</u>頭のニホンザルを捕獲したほか、パトロールや追い払いを実施した。</p> <p>平成4年度以降の被害金額と捕獲状況は、図－<u>7</u>のとおりである。<u>また平成18年度の捕獲場所は、図－8のとおりで森林地帯に接する農地や宅地周辺での捕獲が多く生息域の拡大とともに捕獲場所は拡大傾向にある。</u></p> <p>（図－<u>7</u> 野生ザルによる被害金額と捕獲数） 略</p> <p>しかし現在の捕獲個体の選択は、群れの状況を勘案したものでなく、捕獲後の被害状況の変化が把握されていないなどの課題がある。</p>	<p>項目立て修正</p> <p>直近の設置状況を記載</p> <p>図表番号修正</p> <p>イノシシ被害の増加による影響を記載</p> <p>項目立て変更</p> <p>直近の捕獲状況を記載 補助事業組み明けのため、補助金額の表記を削除 捕獲場所の記載を削除</p> <p>図表番号修正</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	
<p>(削除)</p> <p><u>(5) 交雑対策の実施状況</u>  <u>ニホンザル生息域内でアカゲザルとの交雑が疑われる個体が目撃・捕獲されていることから、交雑状況を確認するため、市町村から提供を受けた尾や耳及び県が採取した血液等を用い、平成20年度から平成23年度の間、交雑モニタリング事業を実施した。</u>  <u>分析は、千葉 H20-M15DNA分析法（千葉県方式）により実施し、15マーカー中3マーカー以上で陽性を示した個体を交雑と判定した。</u>  <u>分析結果は、表-4及び図7-1-1～2に示したとおりであり、分析可能であった2,363個体のうち、38個体（1.6%）が交雑と判定された。</u></p> <p><u>(表-4 千葉 H20-M15DNA 判定法による市町村別交雑結果)</u>  <u>(捕獲年度：平成8年～23年度) 略</u></p> <p><u>(図-7-1 ニホンザル交雑モニタリング結果 (♂)) 略</u></p> <p><u>(図-7-2 ニホンザル交雑モニタリング結果 (♀)) 略</u></p> <p><u>また、本モニタリングの結果、交雑率が高い傾向が見られた鋸南町（平成24年度）及び勝浦市（25年度～27年度）において、捕獲した個体の血液のDNA分析を実施し、群れ毎の交雑状況の調査を実施した（表-5）。</u>  <u>なお、環境省においては、新たな交雑判定手法の開発等について調査が行われているところであり、DNA分析については、千葉県方式のほか、「血液タンパク質分析、mtDNA分析、核DNAのSTR分析」を京大霊長類研究所の協力を得て実施し、その結果から、交雑の判定方法や判定基準の見直しについて提案がなされたところである。</u></p> <p><u>(表-5 平成24年度～27年度の交雑状況) 略</u></p> <p><u>(6) その他の対策</u>  <u>現在、本県での被害対策は防護柵の設置と捕獲が中心となっており、組織的な追い払い・追い上げは、高宕山の天然記念物地域で実施されているに過ぎないが、<u>近年「獣害と戦う集落づくり」事業（農地・農村振興課所管）を活用し、集落ぐるみで獣害対策に取り組む集落も見られることから、</u>今後は、群れごとの行動域を把握し、種々の効果的な追い払い・追い上げの方法を検討する必要がある。</u></p>	<p>(図-8 ニホンザル捕獲地（平成19年度～22年度）) 略</p> <p>ウ) その他の対策                  現在、本県での被害対策は防護柵の設置と捕獲が中心となっており、組織的な追い払い・追い上げは、高宕山の天然記念物地域で実施されているに過ぎない。今後は、群れごとの行動域を把握し、種々の効果的な追い払い・追い上げの方法を検討する必要がある。</p>	<p>群れ把握が十分でないため削除</p> <p>交雑対策の実施状況を追加</p> <p>集落ぐるみの獣害対策の取組を追加</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備 考
<p>追い払い：ある地点に現れたサルを人為的（人間による威嚇、花火、犬、銃器など）に退去させること。                  追い上げ：追い払いにあたり目標地域を定め、その地域に定着するまで人為的に移動させること。</p> <p>また、生息地の環境<u>管理</u>については、高宕山周辺の県有林の一部で1984年から実施された例はあるが、これを検証するとともに、さらに効果的な整備手法を検討し、森林所有者と調整を図っていく必要がある。</p> <p>なお、現在、有害獣対策指導員による電気柵の設置管理を中心とした指導がされているが、さらにニホンザルの習性、被害予防の方法、調査の実施等について幅広く指導できる人材の養成が必要である。</p> <p><u>(7) 第3次計画の評価</u>                  第3次計画の<u>管理</u>の目標は、                  (ア) 地域個体群の保全                  (イ) 被害の軽減                  であったが、①の地域個体群の保全については、<u>平成20年～23年度に実施された交雑モニタリング調査により、ニホンザル生息域の広い地域で交雑個体が確認されている。</u>  <u>さらに、交雑率が高かった、鋸南地域（平成24年度）、勝浦地域（平成25～27年度）について、群れ毎の交雑状況を調査したところ、交雑又は交雑の疑いのある個体が複数発見されたことから、これらの個体を除去したところであり、交雑を回避しニホンザル地域個体群を保全することが喫緊の課題となっている。</u>                  また、②の被害の軽減では、防護柵の設置効果もあり、<u>被害金額は、</u>ピーク時に比べ減少している一方、群れの特長及び行動域の解明には至っていないことから、<u>今後は、早期に群れの全体把握を行うとともに、群れ追跡調査等により行動域や群れサイズ、被害状況調査を実施することで、加害レベルに応じた群れ管理を実施する必要がある。</u></p>	<p>追い払い：ある地点に現れたサルを人為的（人間による威嚇、花火、犬、銃器など）に退去させること。                  追い上げ：追い払いにあたり目標地域を定め、その地域に定着するまで人為的に移動させること。</p> <p>また、生息地の環境<u>整備</u>については、高宕山周辺の県有林の一部で1984年から実施された例はあるが、これを検証するとともに、さらに効果的な整備手法を検討し、森林所有者と調整を図っていく必要がある。</p> <p>なお、現在、有害獣対策指導員による電気柵の設置管理を中心とした指導がされているが、さらにニホンザルの習性、被害予防の方法、調査の実施等について幅広く指導できる人材の養成が必要である。</p>	<p>26年度法改正に伴う文言の修正</p> <p>3次計画の評価に修正                  旧計画1－(2)から移動</p> <p>交雑対策の実施状況を追加</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>6 第二種特定鳥獣の管理の目標</u></p> <p><u>(1) 中長期的な目標</u></p> <p>ア) 地域個体群の保全          本県のニホンザル生息域の一部は、「高宕山のサル生息地」として天然記念物に指定し保護されており、ニホンザルの交雑を回避することは緊急の課題である。交雑を回避し地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、併せて生物多様性を確保する。</p> <p>イ) 被害の軽減          長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れごとの管理の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していくことを原則とする。</p> <p><u>(2) 短期的な目標</u></p> <p>ア) 地域個体群の保全  <u>ニホンザルとアカゲザルとの交雑状況の把握を進めるため、今後は、環境省関東環境事務所が実施した平成27年度特定外来生物防除推進調査（ニホンザル交雑個体）報告書で提案されている交雑判定の手法等を参考に、広域モニタリングの実施や捕獲個体の遺伝子分析を実施し、交雑個体と判定された個体の除去を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>イ) 被害の軽減          被害を多発する群れの行動域とその内外での被害状況の把握を基に、当面、激害地や生息域の拡大のおそれがある地域を中心とし、<u>さらに被害対策と併せて、交雑率の高い群れを優先的に管理する</u>総合的な対策に取り組むこととする。          なお、房総丘陵はいわゆる山岳地帯がなく、全域が標高の低い山地と農地が複雑に入り組んだ地形をしており生息域と被害地域が等しい。このため被害拡大を回避するためにも生息域の拡大を防ぐ必要がある。  <u>また、追い払いや計画的な捕獲の実施などの地域の実施体制づくりを進めるため、モデル地域において実証試験を行い、その成果の普及に努めていく。</u></p>	<p><u>(2) 管理の目標</u></p> <p><u>① 計画の基本的方向</u></p> <p>ア) 地域個体群の保全          本県のニホンザル生息域の一部は、「高宕山のサル生息地」として天然記念物に指定し保護されており、ニホンザルの交雑を回避することは緊急の課題である。交雑を回避し地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、併せて生物多様性を確保する。</p> <p>イ) 被害の軽減          長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れごとの管理の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していくことを原則とする。</p> <p><u>今計画期間の目標</u></p> <p>ア) 地域個体群の保全  <u>南房総地域で生息の確認されているアカゲザルとの交雑個体が、平成16年度に市原市菅野(柳川群)で確認されており、ほかの地域でもアカゲザル又は交雑と思われる個体が4頭、有害鳥獣捕獲等で捕獲されている。(図-9)</u>  <u>また、平成19年には、新たに市原市菅野周辺で交雑個体と見られるサルの目撃情報があるなど、交雑に関して、予断を許さない状況となっている。</u>  <u>これを受け、引続きアカゲザルとの交雑モニタリングにより、交雑状況を把握するとともに、交雑個体が確認された場合の対応を検討し実行する。</u></p> <p><u>(図-9 野生ザルの生息域及び交雑個体等の捕獲地) 略</u></p> <p>イ) 被害の軽減          被害を多発する群れの行動域とその内外での被害状況の把握を基に、当面、激害地や生息域の拡大のおそれがある地域を中心に総合的な対策に取り組むこととする。          なお、房総丘陵はいわゆる山岳地帯がなく、全域が標高の低い山地と農地が複雑に入り組んだ地形をしており生息域と被害地域が等しい。このため被害拡大を回避するためにも生息域の拡大を防ぐ必要がある。</p>	<p>項目立ての修正</p> <p>直近の調査状況に関する文言に変更</p> <p>交雑対策の実施状況に掲載</p> <p>被害対策と交雑対策を合わせた管理について追加</p> <p>対策の進め方の例を追加</p>

新	旧	備考
<p>7 目標を達成するための<u>施策の基本的考え方</u></p> <p><u>(1) 基本的な考え方</u></p> <p>本県では、山奥の森林地帯を中心に生息する、加害程度の低い群れを保護する地域としてコアエリアを設定し、ゾーニングを主体とした管理が行われてきた。コアエリア内は、保護地域として、<u>個体数調整を行わないこととしてきており、一方、それ以外の地域は被害に合わせて個体数調整も含めた管理を実施する地域とされてきた。</u></p> <p>しかし、ニホンザルは群れをなし、一定の行動域をもつ動物であることからゾーニングのみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理を実施していく「調整群」、群れとして排除の必要がある「排除群」といった群れごとの評価も併せて実施していく必要がある。</p> <p><u>千葉県では、群れの評価が十分に実施されてこなかったため、現時点では、ゾーニングから群れ管理に速やかに移行することは困難であることから、本計画においてもコアエリアを存続し、コアエリア周辺部を利用する群れの評価を実施した上で、被害対策のため必要がある場合は、個体数調整を実施する。</u></p> <p><u>また、農地への依存の少ない安定した群れを保護していくため、コアエリアを中心として生息する群れの評価を行った上で、コアエリアの在り方について検討していく。</u></p> <p>なお、南房総地域に生息するアカゲザル及びその交雑個体の防除については、平成18年度に「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会」が設置され、別途、外来生物法に基づく防除実施計画が策定されている。現在はこれに基づき防除が実施されているため、本計画では、上記計画と整合を図りつつ、ニホンザル生息域での交雑個体の取扱に絞って対応していくこととする。</p> <p><u>(2) コアエリア内の考え方</u></p> <p>基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として、個体数調整を行わず、生息地の保全を優先する。コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外での個体数調整も極力控えるものとする。</p> <p>ただし、コアエリア内<u>に行動域をもつ</u>群れでも加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベル（後述、<u>表-7、表-8</u>）や<u>群れサイズ等を総合的に</u>判定し、<u>専門家の意見を聴取した上で</u>その被害対策を検討していくものとする。</p>	<p>(3) 目標を達成するための基本的考え方</p> <p><u>本県のニホンザルの保護管理は、ゾーニングにより実施されてきた。山奥の森林地帯を中心に生息する、加害程度の低い群れを保護する地域としてコアエリアが設定され、それ以外の地域は被害に合わせて個体数調整も含めた管理を実施する地域とされてきた。</u></p> <p>しかしニホンザルは群れをなし、一定の行動域をもつ動物であることからゾーニングのみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理を実施していく「調整群」、群れとして排除の必要がある「排除群」といった群れごとの評価も併せて実施していく必要がある。</p> <p><u>コアエリアではこれまで捕獲を禁止してきた。銃器による捕獲は群れの分裂を招きやすいといわれており、コアエリア内の加害程度の低い群れの分裂を避けるためには、引き続き捕獲を禁止することが有効と考えられる。このためコアエリアは存続し、将来的にはコアエリアを中心として生息する群れの調査に基づき、農地への依存の少ない安定した群れを保護していくこととする。</u></p> <p><u>コアエリア以外の地域については、群れごとの評価を基本とした対策を中心に進めていく。</u></p> <p>なお、南房総地域に生息するアカゲザル及びその交雑個体の防除については、平成18年度に「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会」が設置され、別途、外来生物法に基づく防除実施計画が策定されている。現在はこれに基づき防除が実施されているため、本計画では、上記計画と整合を図りつつ、ニホンザル生息域での交雑個体の取扱に絞って対応していくこととする。</p> <p>① コアエリア内</p> <p>基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として、個体数調整を行わず、生息地の保全を優先する。コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外での個体数調整も極力控えるものとする。</p> <p>ただし、コアエリア内に<u>生息する</u>群れでも加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベル（後述、<u>表-5</u>）により判定し、<u>千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会、ニホンザル協議会（後述）において</u>その被害対策を検討していくものとする。</p>	<p>項目立ての修正</p> <p>ゾーニングに係る説明内容の一部修正</p> <p>コアエリアの設置継続と、在り方の検討について追加</p> <p>群れの対象を「コアエリアに行動域をもつ群れ」に統一。</p> <p>対象群の判定の場は、状況に応じて選択できるよう記載方法を変更 図表番号修正</p>

新	旧	備 考
<p><b>【コアエリアについて】</b>                      ニホンザルの分布域は約 73,300ha であり、分布範囲の中心地域は被害の発生が極めて少ない。このニホンザルの生息に適した植生を有する地域をコアエリアとする。コアエリアは（図－8）のとおりである。                      コアエリアの所有形態別面積等は（表－6）のとおりであり、ニホンザルの生息適地として将来にわたって担保が予想される地域である。                      コアエリアは大多喜町 532ha、勝浦市 92ha、鴨川市 2,059ha、君津市 5,878ha、富津市 1,161ha で、全体で 9,722ha である。                      森林率は 98% であり、国公有林等の比率が 74%、保安林率 67%、鳥獣保護区率 72%、市街地農耕地率 2% と公有林等が多く、かつ規制が高い地域である。                      なお、コアエリアについては、ニホンザルの行動域、被害の内容等を明らかにしながら、必要があれば見直す。</p> <p>（図－8 コアエリア図） 略                      （表－6－1～3） 略</p> <p><b>（3）コアエリア以外の考え方</b>                      被害多発地を中心に群れの行動域を確認し、その地域の被害状況を併せて把握することにより、効果的な被害対策を実施していくものとする。                      ニホンザルは群れを単位として行動する動物であることから、群れの分裂は被害地域の拡大につながることもあり、個体数調整に当たっては分裂の回避を図ることが重要である。                      将来的には、現在の地域単位の捕獲から群れ単位の捕獲へシフトすることとし、群れごとの管理目標の設定により個体数調整を行うものとする。</p> <p><b>（削除）</b></p>	<p><b>【コアエリアについて】</b>                      ニホンザルの分布域は約 73,300ha であり、分布範囲の中心地域は被害の発生が極めて少ない。このニホンザルの生息に適した植生を有する地域をコアエリアとする。コアエリアは（図－10）のとおりである。                      コアエリアの所有形態別面積等は（表－4）のとおりであり、ニホンザルの生息適地として将来にわたって担保が予想される地域である。                      コアエリアは大多喜町 532ha、勝浦市 92ha、鴨川市 2,059ha、君津市 5,878ha、富津市 1,161ha で、全体で 9,722ha である。                      森林率は 98% であり、国公有林等の比率が 74%、保安林率 67%、鳥獣保護区率 72%、市街地農耕地率 2% と公有林等が多く、かつ規制が高い地域である。                      なお、コアエリアについては、ニホンザルの行動域、被害の内容等を明らかにしながら、必要があれば見直す。</p> <p>（図－10 コアエリア位置図） 略                      （表－4－1～3） 略</p> <p><b>② コアエリア以外</b>                      被害多発地を中心に群れの行動域を確認し、その地域の被害状況を併せて把握することにより、効果的な被害対策を実施していくものとする。                      ニホンザルは群れを単位として行動する動物であることから、群れの分裂は被害地域の拡大につながることもあり、個体数調整に当たっては分裂の回避を図ることが重要である。                      将来的には、現在の地域単位の捕獲から群れ単位の捕獲へシフトすることとし、群れごとの管理目標の設定により個体数調整を行うものとする。</p> <p><b>③ 交雑への対応</b>                      アカゲザルの生息する南房総地域においては、ニホンザル生息域からのオスの侵入によって、既に 8 割近くが交雑個体となっており、また交雑 2 世代以上の割合も多くなっている（川本ら 2007）。交雑が進めば、外観でニホンザルとアカゲザルを区別することも困難となってくる。                      ニホンザル生息域でも交雑個体が確認されており、南房総地域と同様に交雑が進む可能性がある。交雑状況を把握するためにモニタリング調査を実施し、結果によりその取扱を検討会等において協議し、必要な体制を整備していくものとする。</p>	<p>図表番号の修正</p> <p>図表番号の修正</p> <p>新計画の 11 に記載</p>

新	旧	備考
<p><u>(4) コアエリアの今後の取扱い</u>  <u>コアエリア内には、民家等が少なく、農耕地に比べ目撃情報の収集が困難であり、現状では、群れの数や規模が把握されていないため、本県の地域個体群が維持できるだけの群れがコアエリア内に生息しているのか、また、今後、被害発生地での捕獲圧を強めた結果、コアエリア内の群れの行動がどう変化するか、などの予測を立てる情報が少ない。</u>  <u>このため、本計画実施期間では、コアエリア以外の群れの把握を行うことを優先させ、その後、コアエリア内の群れの把握を行った上で、コアエリアの在り方について検討していく。</u></p> <p><u>8 目標を達成するための主な方策</u>  <u>(1) 捕獲に関する事項</u>            ニホンザルの管理のためには、生息や被害状況の把握、それに基づく被害対策、農地管理、生息環境の保全・整備への取組を計画的に地域の実情に合わせて対応していくことが重要である。  <u>① 群れ管理の方法</u>            ニホンザルの管理には群れの把握が重要であり、加害群を中心にその行動域を早急に把握する必要があることから第4次計画では、次の手順により進めていく。  <u>ア 農家アンケート、出没カレンダー等を活用した群れ把握一斉調査を実施し、広域的な群れ生息状況を把握する。</u>  <u>イ 加害群、生息域周辺部の群れを中心にテレメーターの装着による行動域の把握</u>  <u>ウ 加害状況による評価、交雑判定による評価、行動域内の植生の把握、被害対策の検討</u>  <u>エ 被害対策、個体数調整、モニタリングの実施</u>  <u>オ 対策の検証</u></p> <p>なお、<u>群れの評価は、群れの出没頻度、人への反応、耕作地の被害状況、生活環境被害のそれぞれについて、現地調査、アンケート調査、専門家又は行政担当者によるチェックのいずれかの方法を用いて、「加害レベル判定表」(表-7)を参照し、各指標のポイントを算定する。そのポイントの合計値について、加害レベル表(表-8)により区分した後、表-9の「加害レベルと交雑レベルを含めた対策の考え方」を考慮し、管理の対象となる群れの評価及び対策の順位付け等を行う。</u></p> <p>(表-7 加害レベル判定表) 略            (表-8 加害レベル表) 略            (表-9 加害レベルと交雑レベルを含めた対策の考え方) 略</p>	<p><u>6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u></p> <p>ニホンザルの管理のためには、生息や被害状況の把握、それに基づく被害対策、農地管理、生息環境の保全・整備への取組を計画的に地域の実情に合わせて対応していくことが重要である。</p> <p><u>(1) 群れによる管理</u>            ニホンザルの管理には群れの把握が重要であり、加害群を中心にその行動域を早急に把握する必要があることから第3次計画では、次の手順により進めていく。</p> <p><u>① 加害群、生息域周辺部の群れを中心にテレメーターの装着による行動域の把握</u>  <u>② 加害状況による評価、行動域内の植生の把握、被害対策の検討</u>  <u>③ 被害対策、個体数調整、モニタリングの実施</u>  <u>④ 対策の検証</u></p> <p>なお、<u>評価は「ニホンザル群の判定基準表(千葉県)」(表-5)の加害レベルにより判定する。</u></p> <p>(表-5 ニホンザル群の判定基準表(千葉県))</p>	<p>コアエリアの今後の取扱いについて追加</p> <p>項目立ての修正</p> <p>項目名修正</p> <p>群れ把握の手順を明確化</p> <p>群れの評価の手法を具体的に記載            加害レベル判定表を変更(国のガイドラインによる)</p> <p>判定表を改正</p>

新	旧	
<p>② <u>個体数調整</u>  <u>個体数調整については、被害軽減効果の検証を行いながら効果的な実施を目指していくものとする。</u>  <u>個体数調整の実施に当たっては、加害レベルや群れのサイズを勘案し、「群れ捕獲」、「部分捕獲」、「選択捕獲」などの捕獲オプションを適切に選択する。</u>  <u>・群れ捕獲：加害群の除去が目的であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法</u>  <u>・部分捕獲：群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で策定した個体数まで減らす管理手法</u>  <u>・選択捕獲：群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別した上で、選択的に捕獲する管理手法</u>  <u>捕獲オプションを選択し、捕獲を実施した後は、個体数や加害レベルなどをモニタリングし、捕獲目標の達成状況や効果を検証する（12 モニタリング等の調査研究参照）。</u></p> <p><u>(2) 被害防除対策に関する事項</u>  <u>地域ごとの被害防除対策</u>は、市町村単位でのきめ細かな対応が基本であるが、地域間の連携を取りつつ対策を検討していく必要があるため、県・市町村・関係機関の実務者で構成する「ニホンザル協議会」において、年度ごとの実施計画を策定し、次のような地域を重点として被害対策に取り組むものとする。          ・ニホンザルによる被害の激害地          ・生息域拡大の恐れがある地域          なお、被害対策の実施状況及び群れの行動域、被害状況等の結果についても取りまとめて、検証の資料とする。          また、ニホンザル協議会は<u>必要に応じ</u>、「千葉県野生鳥獣対策本部」や農業事務所ごとに設置されている「地域野生鳥獣対策連絡会議」（図－10）と連携を取りながら対策を検討していく。  <u>なお、追い払いや群れ管理手法に沿った計画的な捕獲の実施など、地域の実施体制づくりを進めるため、モデル地域において実証試験を行い、その成果の普及に努めていく。</u></p>	<p>(2) <u>被害対策への取組</u>  <u>被害対策</u>は、市町村単位でのきめ細かな対応が基本であるが、地域間の連携を取りつつ対策を検討していく必要があるため、県・市町村・関係機関の実務者で構成する「ニホンザル協議会」において、年度ごとの実施計画を策定し、次のような地域を重点として被害対策に取り組むものとする。          ・ニホンザルによる被害の激害地          ・生息域拡大の恐れがある地域          なお、被害対策の実施状況及び群れの行動域、被害状況等の結果についても取りまとめて、検証の資料とする。          また、ニホンザル協議会は「千葉県野生鳥獣対策本部」とともに<u>必要に応じ</u>農業事務所ごとに設置されている「地域野生鳥獣対策連絡会議」（図－11）と連携を取りながら対策を検討していく。</p>	<p>旧計画6－(2)－③を一部修正して記載</p> <p>項目立ての修正</p> <p>文言の整理 図表番号を修正</p> <p>モデル地域の設置について追加</p>

新	旧	備考
<p>千葉県野生鳥獣対策本部：野生鳥獣による農作物被害の急増を受け、地域・市町村・県が連携し、被害防止と捕獲・資源の有効活用を図るため19年1月に設置 防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトにより推進</p> <p><u>地域野生鳥獣対策連絡会議：各地域において、野生鳥獣による農作物等の被害対策を円滑に行うため、各農業事務所に設置。</u> <u>構成員は、各地域の農業事務所、地域振興事務所、市町村、猟友会、農協、農業共済組合、森林組合 等</u></p> <p>① 防護柵の設置 防護柵については、農地等へのニホンザルの進入を直接防ぐ施設であり、適正な設置や管理を実施することにより、被害が確実に防げるものであるため引き続き設置を促進する。 設置場所については、実施主体が集落を単位とした長期的な全体計画を作成し、それに基づく計画的な設置とする。 また、防護柵を確実に機能させるためには、適切な設置と設置後の維持管理が重要であることを周知する。 なお、コアエリア内の防護柵の設置については他地域より優先するものとする。</p> <p>② 追い払い・追い上げ 本県では第3次計画中、高宕山の天然記念物地域を除いて積極的な実施はなかったが、花火・銃器・犬等を利用した追い払い・追い上げによって人馴れの進行を阻止し、農地から山へ行動域を移動させる。テレメーターを装着した個体を含む群れでは、接近警報システムによる効果的な実施が可能となる。 なお、対象地域の地形等により実施できる手法は異なってくることから、<u>地域野生鳥獣対策連絡協議会</u>やニホンザル協議会で効果的な手法の検討をする。</p>	<p>千葉県野生鳥獣対策本部：野生鳥獣による農作物被害の急増を受け、地域・市町村・県が連携し、被害防止と捕獲・資源の有効活用を図るため19年1月に設置 防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトにより推進</p> <p>① 防護柵の設置に関する事項 防護柵については、農地等へのニホンザルの進入を直接防ぐ施設であり、適正な設置や管理を実施することにより、被害が確実に防げるものであるため引き続き設置を促進する。 設置場所については、実施主体が集落を単位とした長期的な全体計画を作成し、それに基づく計画的な設置とする。 また、防護柵を確実に機能させるためには、適切な設置と設置後の維持管理が重要であることを周知する。 なお、コアエリア内の防護柵の設置については他地域より優先するものとする。</p> <p>② 追い払い・追い上げ 本県では第2次計画中、高宕山の天然記念物地域を除いて積極的な実施はなかったが、花火・銃器・犬等を利用した追い払い・追い上げによって人馴れの進行を阻止し、農地から山へ行動域を移動させる。テレメーターを装着した個体を含む群れでは、接近警報システムによる効果的な実施が可能となる。 なお、対象地域の地形等により実施できる手法は異なってくることから、ニホンザル協議会で効果的な手法の検討をする。</p> <p>(図-11 千葉県野生鳥獣対策推進体制) 略</p>	<p>地域野生鳥獣対策連絡会議を追加</p> <p>地域野生鳥獣対策連絡協議会の記載を追加</p> <p>掲載位置変更</p>

新	旧	備 考
<p>接近警報システム：テレメーターを装着した個体が含まれる群れを対象に、群れの移動（接近）を確認しながら効果的な追い払い・追い上げを実施する。</p> <p>追い払い・追い上げ犬：サルを追い払うことを訓練した犬を利用して追い払い・追い上げを実施する。地形等により有効である。</p> <p>(削除)</p> <p>③ 有害獣対策指導員等の設置に関する事項 被害市町村に有害獣対策指導員を設置し、 ア) 被害対策技術の指導・普及、 イ) 被害状況の調査及びニホンザル出現状況等の調査、 を実施し、被害農家の意識の高揚を図っているが、引き続き被害農家に対する自発的な電気柵の適正な維持管理や被害対策技術の指導や餌付けの禁止、誘因の除去などの普及啓発を図っていくこととする。 なお、有害獣対策指導員<b>以外にも</b>、地域の鳥獣対策に関する人々を対象に、知識や技術の向上を図るための専門家による研修会や現地指導等を実施し、地域リーダー（住民）の育成を図る。 また、地域リーダーの育成と同時に、市町村、農協職員や県出先機関等の職員に対して、野生動物の科学的な管理手法、被害対策手法について研修を行うことにより、地域一体となった野生動物の適正な管理に努めていく。</p>	<p>接近警報システム：テレメーターを装着した個体が含まれる群れを対象に、群れの移動（接近）を確認しながら効果的な追い払い・追い上げを実施する。</p> <p>追い払い・追い上げ犬：サルを追い払うことを訓練した犬を利用して追い払い・追い上げを実施する。地形等により有効である。</p> <p>③ 個体数調整 個体数調整による被害軽減効果については、試行段階であるが検証を行いながら効果的な実施を目指していくものとする。 基本的に個体数調整は、農地や住宅地域等の人間活動区域へ侵入して加害する個体を中心とする。ニホンザルの行動域の大半を占める森林内での個体数調整は、群れの分裂を避けるため原則として行わないこととする。 捕獲対象個体の詳細については別途定めることとし、被害発生程度の指標（表－５）に応じた個体数調整をその群れの加害レベルにより選択し対応する。 なお、群れの状況が把握された段階で捕獲許可申請は、ニホンザル協議会で検討された実施計画によるものとし、報告については捕獲の情報、被害状況（被害の軽減・防止効果）等の検証を添付するものとする。</p> <p>④ 有害獣対策指導員等の設置に関する事項 被害市町村に有害獣対策指導員を設置し、 ア) 被害対策技術の指導・普及、 イ) 被害状況の調査及びニホンザル出現状況等の調査、 を実施し、被害農家の意識の高揚を図っているが、引き続き被害農家に対する自発的な電気柵の適正な維持管理や被害対策技術の指導や餌付けの禁止、誘因の除去などの普及啓発を図っていくこととする。 なお、有害獣対策指導員にとどまらず、地域の鳥獣対策に関する人々を対象に知識や技術の向上を図るための専門家による研修会や現地指導等を実施することとし、地域リーダーの育成を図る。</p>	<p>新計画の８に記載</p> <p>地元における指導者の育成について記載</p>

新	旧	備 考
<p><b>④</b> バッファゾーンの整備</p> <p>かつて、農地と奥山の間には、薪炭・落ち葉等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣は見通しのきく、里山ゾーンから農地へ侵入することはまれであった。現在、農地や住宅地等の裏山が整備されず、竹林化・藪化している。このためニホンザルのみならず、野生鳥獣全般の対策として「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境管理プロジェクトと連携を持ち、地形を勘案して、農地と森林の間にバッファゾーンを設置し、野生鳥獣の人間生活域への侵入を防ぐよう努める。</p> <p>また、バッファゾーンの維持のために牛などの家畜を放牧する試みも他県においてはなされている。</p> <p><b>(図-9 千葉県野生鳥獣対策推進体制) 略</b></p> <p>(3) 生息環境の管理に関する事項</p> <p>① 生息環境の保護</p> <p>「コアエリア」を中心として鳥獣保護区等の設定を行い、猟期におけるニホンザルの誤射やワナなどによる捕獲を回避する。</p> <p>② 生息環境の保全及び<b>管理</b></p> <p>ア) 集落及び農地周辺の管理の方針</p> <p>集落や農地周辺へニホンザルを誘引する原因を確認し、これを除去することにより被害の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌やりの禁止</li> <p>餌を与えることは、人慣れを助長し被害を大きくするため餌やりを禁止する。</p> <li>・誘因除去</li> <p>農地や集落などの人間の生活圏を餌場として認識させないようにする。具体的には農地では、出荷しない農作物、取り残しなどの放置を避け、作付け時期や収穫時期以外に餌となるものを残さない。また、農地周辺の藪、雑木などを刈り払い見通しを良くすることにより、農地へ近づきにくい環境とする。</p> <p>集落では、生ゴミの放置や果実の取り残しを避け餌場としないことを徹底する。</p> <li>・人間への警戒心</li> <p>集落や農地に出てくるようになったニホンザルは、適切に対応しないと徐々に人間への警戒心がなくなる。また、人間を見分ける能力もありニホンザルを集落内で見たときは、地元住民が中心となって必ず追い払う等、人間やその生活圏への警戒心を常に持たせる。</p> </ul>	<p><b>⑤</b> バッファゾーンの整備</p> <p>かつて、農地と奥山の間には、薪炭・落ち葉等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣は見通しのきく、里山ゾーンから農地へ侵入することはまれであった。現在、農地や住宅地等の裏山が整備されず、竹林化・藪化している。このためニホンザルのみならず、野生鳥獣対策として「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境整備プロジェクトと連携を持ち、地形を勘案して、農地と森林の間にバッファゾーンを設置し、野生鳥獣の人間生活域への侵入を防ぐよう努める。</p> <p>また、バッファゾーンの維持のために牛などの家畜を放牧する試みも他県においてはなされている。</p> <p>(3) 生息環境の管理に関する事項</p> <p>① 生息環境の保護</p> <p>「コアエリア」を中心として鳥獣保護区等の設定を行い、猟期におけるニホンザルの誤射やワナなどによる捕獲を回避する。</p> <p>② 生息環境の保全及び<b>整備</b></p> <p>ア) 集落及び農地周辺の管理の方針</p> <p>集落や農地周辺へニホンザルを誘引する原因を確認し、これを除去することにより被害の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌やりの禁止</li> <p>餌を与えることは、人慣れを助長し被害を大きくするため餌やりを禁止する。</p> <li>・誘因除去</li> <p>農地や集落などの人間の生活圏を餌場として認識させないようにする。具体的には農地では、出荷しない農作物、取り残しなどの放置を避け、作付け時期や収穫時期以外に餌となるものを残さない。また、農地周辺の藪、雑木などを刈り払い見通しを良くすることにより、農地へ近づきにくい環境とする。</p> <p>集落では、生ゴミの放置や果実の取り残しを避け餌場と<b>ならない</b>ことを徹底する。</p> <li>・人間への警戒心</li> <p>集落や農地に出てくるようになったニホンザルは、適切に対応しないと徐々に人間への警戒心がなくなる。また、人間を見分ける能力もありニホンザルを集落内で見たときは、地元住民が中心となって必ず追い払う等、人間やその生活圏への警戒心を常に持たせる。</p> </ul>	<p>掲載位置変更</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p>イ) 森林の保全や整備に関する方針</p> <p>群れの行動域及びその背後の森林について、各地域の森林整備計画との整合性に配慮しながら、「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境<u>管理</u>プロジェクトと連携し、森林整備に関する様々な事業を活用し、植生状況に応じた多様な植生の維持や導入に努め、また、関係機関にも働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培果樹の植栽禁止 集落や農地への誘因となるおそれがあるため、森林の整備には栽培果樹を植栽しない。</li> <li>・人工林の長伐期化 特に「コアエリア」においては針葉樹人工林の長伐期化により、広葉樹の侵入を図り生息地の保全整備に努める。</li> </ul> <p><u>(4) 交雑対策に関する事項</u></p> <p><u>南房総地域の一部に生息するアカゲザルにおいては、ニホンザル生息域からのオスの侵入によって、既に8割近くが交雑個体となっており、また交雑2世代以上の割合も多くなっている(川本ら 2007)。交雑が進めば、外観でニホンザルとアカゲザルを区別することも困難となってくる。</u></p> <p><u>平成20～23年に実施したモニタリング結果及びその後の交雑対策結果から、ニホンザル生息域でも交雑個体が確認されており、交雑状況を把握するためにモニタリング調査や群れごとの交雑状況調査を実施する必要がある。</u></p> <p><u>その結果により、その取り扱いをニホンザル小委員会等において協議し、必要な体制を整備していくものとする。</u></p> <p>① 交雑個体<u>判定手法</u></p> <p><u>交雑個体の判定は、環境省関東環境事務所が実施した特定外来生物防除推進調査（ニホンザル交雑個体）報告書で提案のあった手法を参考に実施することとする。</u></p> <p>ニホンザルとアカゲザルは、外観の違いで専門家でなくとも明らかに見分けがつく<u>個体も多い</u>ため、野生ザルに接する人々（地元住民、捕獲者、調査者等）に対し識別を普及し、アカゲザルや交雑個体の発見に努める<u>とともに、有害捕獲における個体確認のために撮影された写真を活用することにより、市町村域等の交雑度合いの把握に努めていく。</u></p> <p>しかし、近年の調査では、交雑の進んだ個体では、アカゲザルの見た目での特徴である「尾が長い」「体毛が黄褐色」などは薄れ、見た目での判別が困難な<u>個体も散見されている。</u></p> <p>このため、<u>個体ごとの判別が必要な場合においては、かずさDNA研究所や京都大学霊長類研究所の協力を得て、捕獲個体から得た試料により交雑モニタリングを実施する。</u></p>	<p>イ) 森林の保全や整備に関する方針</p> <p>群れの行動域及びその背後の森林について、各地域の森林整備計画との整合性に配慮しながら、「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境<u>整備</u>プロジェクトと連携し、森林整備に関する様々な事業を活用し、植生状況に応じた多様な植生の維持や導入に努め、また、関係機関にも働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培果樹の植栽禁止 集落や農地への誘因となるおそれがあるため、森林の整備には栽培果樹を植栽しない。</li> <li>・人工林の長伐期化 特に「コアエリア」においては針葉樹人工林の長伐期化により、広葉樹の侵入を図り生息地の保全整備に努める。</li> </ul> <p><u>(4) 交雑の取扱</u></p> <p>① 交雑個体<u>モニタリング</u></p> <p>ニホンザルとアカゲザルは、外観の違いで専門家でなくとも明らかに見分けがつくため、野生ザルに接する人々（地元住民、捕獲者、調査者等）に対し識別を普及し、アカゲザルや交雑個体の発見に努める。</p> <p>また、交雑個体の目撃情報のある群れではテレメーターを装着し目視による交雑状況の確認を急ぐ必要がある。</p> <p>しかし、交雑の進んだ個体では、アカゲザルの見た目での特徴である「尾が長い」「体毛が黄褐色」などは薄れ、見た目での判別が困難<u>となってくる。</u>このため、<u>次の条件を満たす試料を確保し、DNAマーカーによる判別を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザルが生息している広範な地域での試料確保が可能であること</li> <li>・試料の確保が容易であること</li> </ul> <p><u>などを考慮して、かずさDNA研究所の協力を得て、捕獲個体から得た試料により交雑モニタリングを実施する。</u></p>	<p>26年度の鳥獣保護管理法改正に沿った文言の修正</p> <p>旧計画5－(3)の記載を一部修正し移動</p> <p>新たな判定手法として、環境省事業で検討された考え方を追加</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>なお</u>、分析に当たっては、<u>過去のモニタリングの結果</u>や現場での個体情報（捕獲場所、外観、雌雄、尾長など）により、交雑の可能性が高いと思われる個体から実施するものとする。</p> <p><u>また、遺伝子分析による交雑判定については、現時点では、前述の交雑判定手法で提案されている検査対象の23項目中1項目以上の陽性判定で交雑と判定するが、今後の調査・研究により、より安価で精度が高い分析手法が開発された場合は、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会（以下、「ニホンザル小委員会」という。）等において、新たな手法や判定基準の導入を検討していく。</u></p> <p>② 交雑モニタリング結果の<u>評価</u>と取扱 モニタリング結果については、ニホンザル小委員会等で十分に<u>評価・検討し、地域個体群の維持に必要なその後の</u>対応及びその方法を決定していくこととする。</p> <p>③ <u>交雑対策後の状態維持に対する考え方</u> <u>地域個体群の維持のため、特に交雑対策後の状態を維持することが必要と判断した群れについては、他地域からの流入を防ぐなどの措置も併せて検討する。</u></p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 県及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも以下の内容について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を管理計画にフィードバックするものとする。</p> <p>① 地域個体群の生息域及び群れ数調査(第4次計画期間中に実施、以降、5年に1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息域及び群れ数の確認</li> </ul> <p>② 群れごとの生息状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一年を通じた群れごとの行動圏、生息数</li> <li>・群れごとの捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性・年齢・妊娠率等</li> <li>・採食品目と農作物への依存度</li> </ul> <p>③ 群れごとの被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害発生箇所</li> <li>・被害品目と被害量</li> <li>・被害情報（群れか、単独か、人への攻撃の有無など）</li> <li>・被害対策の効果測定</li> <li>・被害の経年変化</li> </ul> <p>④ 生息環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の変化</li> <li>・自然災害などによる変化</li> </ul>	<p>分析に当たっては、現場での個体情報（捕獲場所、外観、雌雄、尾長など）により、交雑の可能性が高いと思われる個体から実施するものとする。</p> <p>② 交雑モニタリング結果の取扱 モニタリング結果については、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会等で十分に検討し対応及びその方法を決定していくこととする。</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 県及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも以下の内容について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を管理計画にフィードバックするものとする。</p> <p>① 地域個体群の生息域及び群れ数調査(第2次計画期間中に実施、以降、5年に1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息域及び群れ数の確認</li> </ul> <p>② 群れごとの生息状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一年を通じた群れごとの行動圏、生息数</li> <li>・群れごとの捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性・年齢・妊娠率等</li> <li>・採食品目と農作物への依存度</li> </ul> <p>③ 群れごとの被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害発生箇所</li> <li>・被害品目と被害量</li> <li>・被害情報（群れか、単独か、人への攻撃の有無など）</li> <li>・被害対策の効果測定</li> <li>・被害の経年変化</li> </ul> <p>④ 生息環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の変化</li> <li>・自然災害などによる変化</li> </ul>	<p>遺伝子分析の判定基準の考え方を追加</p> <p>文言の整理</p> <p>交雑対策後の維持について追加</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備 考
<p>⑤ 交雑</p> <p>・捕獲個体からの試料や市町村の有害捕獲事業等で撮影された写真によりアカゲザルとの交雑を確認</p> <p>以上をまとめたものが、表－10である</p> <p>(表－10 モニタリング等の調査研究) 略</p> <p>なお、モニタリングにあたっては、地域の調査団体を中心に地元住民、狩猟者、関係団体や地元の大学等、研究機関の協力を得ながら体制を整備していく。</p> <p>9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1) 実施体制の整備</p> <p>年度ごとの計画は、各市町村で作成した年度ごとの実施計画(案)を元にニホンザル協議会において県全体の計画を策定し、実施に当たっては県関係機関、調査研究機関、市町村、農林業者、地域住民、森林管理者、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。</p> <p>ニホンザル協議会で群れごとの加害レベルの判定、群れの管理方針、それらに基づく施策の検討、計画との整合性及び対策の決定、複数市町村の調整等を進めるとともに、さらに市町村単位の地元住民を含めた被害対策組織の体制が整備されるよう働きかける。具体的な各機関の役割については表－11のとおりである。</p> <p>(表－11 役割分担) 略</p> <p>また、各種被害対策の支援を行うとともに、マニュアル等の整備や専門家による研修や実効性のある指導を行うことにより実施主体に対して、各種被害対策の実施や生息状況・被害防除実施状況・捕獲状況・被害発生状況のモニタリングに必要な知識や技術を提供する。</p> <p>なお、このような知識や技術を提供するために習性や捕獲、調査手法、被害防止を図る農業技術等々、専門的知識と技術をもった技術者(専門職員)の育成を図っていくものとする。</p> <p>(2) 合意形成</p> <p>計画の実施に当たっては県および市町村が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p>	<p>⑤ 交雑</p> <p>・捕獲個体からの試料によりアカゲザルとの交雑を確認</p> <p>以上をまとめたものが、表－6である。</p> <p>(表－6 モニタリング等の調査研究) 略</p> <p>なお、モニタリングにあたっては、地域の調査団体を中心に地元住民、狩猟者、関係団体や地元の大学等、研究機関の協力を得ながら体制を整備していく。</p> <p>7 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1) 実施体制の整備</p> <p>計画は、ニホンザル協議会において各市町村で作成した年度ごとの実施計画(案)を元に県全体の計画を策定し、実施に当たっては県関係機関、調査研究機関、市町村、農林業者、地域住民、森林管理者、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。</p> <p>ニホンザル協議会で群れごとの加害レベルの判定、群れの管理方針、それらに基づく施策の検討、計画との整合性及び対策の決定、複数市町村の調整等を進めるとともに、さらに市町村単位の地元住民を含めた被害対策組織の体制が整備されるよう働きかける。具体的な各機関の役割については表－7のとおりである。</p> <p>(表－7 役割分担) 略</p> <p>また、各種被害対策の支援を行うとともに、マニュアル等の整備や専門家による研修や実効性のある指導を行うことにより実施主体に対して、各種被害対策の実施や生息状況・被害防除実施状況・捕獲状況・被害発生状況のモニタリングに必要な知識や技術を提供する。</p> <p>なお、このような知識や技術を提供するために習性や捕獲、調査手法、被害防止を図る農業技術等々、専門的知識と技術をもった技術者(専門職員)の育成を図っていくものとする。</p> <p>(2) 合意形成</p> <p>計画の実施に当たっては県および市町村が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p>	<p>図表番号の修正</p> <p>文言の整理</p> <p>図表番号の修正</p>

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）新旧対照表

新	旧	備 考
<p>(3) 普及啓発                      計画を推進するために生息状況、被害状況、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。                      また、被害対策には、ニホンザルの特性に対する理解が不可欠であるため、計画の実行に当たっては、関係機関の構成員や地元住民に対して、その内容を講習会などにより周知徹底するよう努める。                      なお、一般県民には、本県では既に外来種であるアカゲザルが生息していることを踏まえ、外来・在来を問わず飼育個体の安易な自然界への放獣は、生態系を脅かすものであること、さらに野生鳥獣を一般家庭で飼育すること自体にも問題があること、また、野生ザルに対する安易な餌やりや間接的な餌やり（墓地の供え物、果樹の取り残しなど）はしないよう併せて普及啓発していく。</p> <p>(4) 捕獲後の個体の処理方法                      捕獲した個体は原則として安楽殺処分を行う。                      なお、ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため利用を前提とした捕獲はできない。このため動物実験用としての譲渡等はしない。  <u>捕獲の効果の検証等に使用するため、可能な限り処分後の個体から得られるデータを収集し分析に努めていく。</u>                      また、<u>処分後の個体</u>は山野に放置することなく焼却・埋設等、適正に処理する。</p> <p>(5) 管理体制の整備                      野生鳥獣を含めた自然環境の保全・管理の問題は、全国的に深刻化しつつある。そのため、今後は県が専門的、継続的にこの問題に対応する必要性が高まってきている。                      こうした状況から、県立の「野生鳥獣保護管理センター」等を設立し、一貫した施策を実施する体制づくりを検討する必要がある。</p> <p>(6) 計画の実施体制                      管理対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画にフィードバックしていくために、以下の管理体制を持続させることが必要である。(図－<u>10</u>、図－<u>11</u>)</p> <p>(図－<u>10</u> フィードバックの仕組み) 略                      (図－<u>11</u> 管理計画の実施体制) 略</p>	<p>(3) 普及啓発                      計画を推進するために生息状況、被害状況、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。                      また、被害対策には、ニホンザルの特性に対する理解が不可欠であるため、計画の実行に当たっては、関係機関の構成員や地元住民に対して、その内容を講習会などにより周知徹底するよう努める。                      なお、一般県民には、本県では既に外来種であるアカゲザルが生息していることを踏まえ、外来・在来を問わず飼育個体の安易な自然界への放獣は、生態系を脅かすものであること、さらに野生鳥獣を一般家庭で飼育すること自体にも問題があること、また、野生ザルに対する安易な餌やりや間接的な餌やり（墓地の供え物、果樹の取り残しなど）はしないよう併せて普及啓発していく。</p> <p>(4) 捕獲後の個体の処理方法                      捕獲した個体は原則として安楽殺処分を行う。                      なお、ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため利用を前提とした捕獲はできない。このため動物実験用としての譲渡等はしない。<u>死体は可能な限り管理を目的としたデータ分析のために資料化し、計画にフィードバックする。</u>                      また、<u>死体</u>は山野に放置することなく焼却・埋設等、適正に処理する。</p> <p>(5) 管理体制の整備                      野生鳥獣を含めた自然環境の保全・管理の問題は、全国的に深刻化しつつある。そのため、今後は県が専門的、継続的にこの問題に対応する必要性が高まってきている。                      こうした状況から、県立の「野生鳥獣保護管理センター」等を設立し、一貫した施策を実施する体制づくりを検討する必要がある。</p> <p>(6) 計画の実施体制                      管理対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画にフィードバックしていくために、以下の管理体制を持続させることが必要である。(図－<u>12</u>、図－<u>13</u>)</p> <p>(図－<u>12</u> フィードバックの仕組み) 略                      (図－<u>13</u> 管理計画の実施体制) 略</p>	<p>文言の整理</p> <p>図表番号修正</p>